

○同種工事の判断について

発注工事件名：8 国補第 46-343 号枝線工事

【1】 Q. 公告中、3（7）における「過去 10 年間」とは？

A. 平成 28 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間とします。

【2】 Q. 公告中、3（7）における下水道管路布設工事の実績とは？

A. 管きよ、マンホール、取付け管及びますの布設を同一工事で施工した実績とします。

【3】 Q. 公告中、3（7）における推進工法による管布設工事の実績とは？

A. 立坑築造、推進機による推進管の布設を同一工事で施工した実績とします。